

の検討等に努めます。

さらに、市町村の文化活動については、財団法人福島県文化振興基金等の活用を促進し、地域の文化団体との緊密な連携の下に地域の特色を生かした芸術文化に関する公民館活動を充実するとともに、市町村総合文化祭等の文化活動の促進に努めます。

次に、青少年の文化活動については、県高校総合文化祭の開催に対する助成や全国高校総合文化祭への参加の助成を拡充するなど、青少年の文化活動の奨励と発表機会の拡充に努めます。

(3) 芸術鑑賞の機会の拡充

芸術鑑賞機会の均等化を図るため、鑑賞機会の少ない地域において、舞台芸術・美術作品等の各種巡回事業や地域開催事業の充実を図る必要があります。特に次代を担う青少年を対象とした芸術鑑賞の機会の拡充が必要です。

このため、文化庁と共に「こども芸術劇場」、「青少年芸術劇場」及び「移動芸術祭」を公演するとともに、県独自の事業として実施する「家庭劇場」及び「芸術鑑賞教室」の拡充に努めます。

また、鑑賞機会の少ない地域において、県総合美術展覧会の作品を巡回展示する「県展移動展」の開催の充実に努めます。

(4) 文化的国際交流の促進

諸外国との相互理解を深めるため、県民が外国の優れた芸術文化に数多く接することのできる機会の拡充や県内文化団体の海外発表会等への参加を支援するなど、文化の国際交流を促進する必要があります。

このため、県民が外国の優れた芸術文化に接する機会の拡充が図れるよう県立美術館・県立博物館における企画展の充実に努めるとともに、海外の文化団体が本県で行う優れた芸術文化公演に対する支援に努めます。

また、県内の文化団体による活動成果の海外発表等に際しては、財団法人福島県文化振興基金の活用を図ることなどにより支援に努めます。



ロシア・クラシックバレエ郡山公演
(平成2年10月、郡山市民文化センター)

2 文化的伝承の充実

(1) 文化財保護体制の充実

県民の文化に対する関心の高まりと近年の大規模開発の進展に伴い、県の文化財保護行政に対する要望は増大かつ多様化していることから、文化財保護体制の一層の充実に努める必要があります。特に、埋蔵文化財に関する調査体制を充実する必要があります。

このため、文化財保護担当職員の確保と組織の充実、特に、埋蔵文化財保護体制の強化に努めるとともに、文化財保護指導委員の資質の向上や市町村との連携等により、文化財パトロールの充実を図り、文化